

る。

(8) 国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(9) 火入れ許可については、新市において新たに条例を制定する。

40 商工観光関係事業の取扱い

(1) 工場誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併までに調整し新市において新たに制度を設ける。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行制度を期間内まで適用する。

(2) 融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市において調整する。その他商工業振興事業については、新たな制度を設ける。

(3) 商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。

(4) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については新市において調整する。

(5) 各種イベントについては、地域の活性化を目的とした観光振興や地域の風土で培われた伝統的な郷土芸能等は個性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

41 建設関係事業の取扱い

(1) 町村道の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。3町村をアクセスする道路については、最重要路線として位置付け、優先的に整備を図る。

(2) 町村道の認定と廃止の基準については、新市において調整する。町村道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 町村河川の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。

(4) 町村河川の認定と廃止については、河川法の規定による。河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(5) 公営住宅の建設計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。住宅については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

(6) 公営住宅の施設管理、入居者の選考等については、新市において調整する。家賃については、公営住宅法で定める基準によるものとし、敷金については、一の宮町及び阿蘇町の例による。